

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

- 不健全図書類の指定……………
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課……………)
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく保全調整池の指定……………(都市整備局都市基盤部調整課……………)
- 建築基準法による道路位置の指定(四件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課……………)
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同……………)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課……………)
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課……………)
- 平成二十二年東京都告示第千四百九十号(行政区の境界に係る道路の管理に関する協議成立)の廃止……………(同……………)
- 都道の区域変更(二件)……………(同……………)
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………(同……………)
- 警備員等の検定の実施(二件)……………(同……………)
- 警備員等の検定合格者審査の実施(九件)……………(同……………)

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課……………)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同……………)
- 土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部区画整理課……………)
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局……………)
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同……………)

告示

●東京都告示第百九十七号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十四年二月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四一〇三	雑誌	NICHIBUN COMICKARE N COMICKS ワンコ発情中	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四一〇四	同右	BAMBOO COM ICS COLORF	同右

UL SELECT
 やわらかおんなのこ
 五七六二三一四七
 株式会社竹書房
 背徳人妻 火遊び失楽 同右
 園
 五七九六四一三八
 株式会社ぶんか社
 三オムック vol. 著しく自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
 453 裏ワザ大全2
 012
 六四二四一―五七
 株式会社三オブックス
 四一〇六 同右

●東京都告示第百九十八号

特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第二十三条第一項の規定に基づき、次のとおり保全調整池を指定する。

平成二十四年二月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

保全調整池の名称	指定番号	土地の区域	容量(単位立方メートル)
金井八丁目送電線下保全調整池	鶴保日二一三第一号	町田市金井八丁目千四百七十二番十四、千四百七十三番一、千四百九十二番十四及び千四百九十四番九	五九九
大泉寺小山田城址墓苑保全調整池	鶴保日二一三第二号	町田市下小山田町字関村三百三十四番一及び三	四八〇

法第四十二条 平成二十四 東久留米市ひ 延長
 第一項第五号 年一月三十 ばりが丘四十 一四八・八四
 の規定による 一日 九番十八及び 一〇四・〇三
 道路 同番四十八の 幅員
 各一部 四・〇〇
 六・五〇

●東京都告示第二百四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

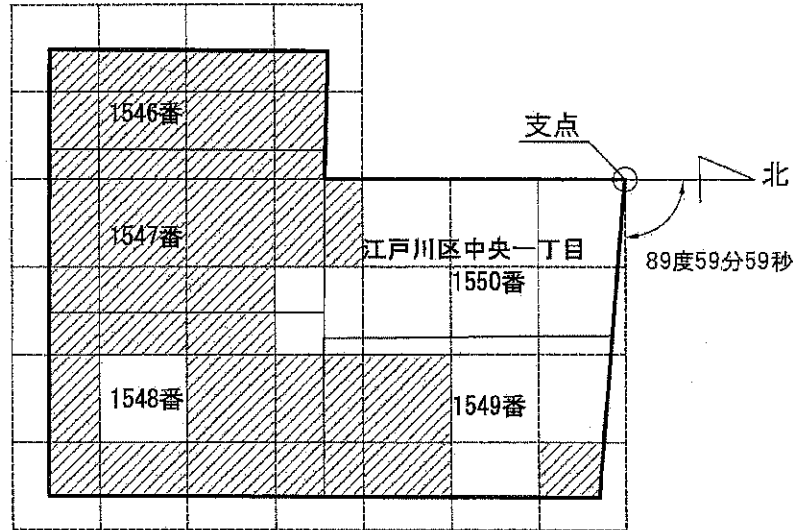
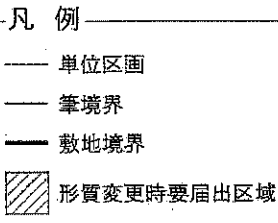
平成二十四年二月十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央
 一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及び
 その化合物、一・一ジクロロエチレン、テトラクロロ
 エチレン、一・一・一トリクロロエタン、トリクロロ
 エチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふ
 つ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
 並びにふつ素及びその化合物

<別図>



支 点
 支点は、江戸川区中央一丁目1550番の最北端とする。

格子の回転角度(89度59分59秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子
 を、支点を中心として右回りに回転した角度を示す。



発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可(三件).....(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)...
- 建築基準法による一団地の区域.....(都市整備局市街地建築部建築指導課)...
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課)...
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域に係る特定有害物質の種類の一部除外(三件).....(同)...
- 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課)...
- 訓 令(選)
- 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正.....九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化局都民生活部地域活動推進課)...
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....(同)...
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(産業労働局商工部地域産業振興課)...
- 土収用法による収用の裁決手続開始(二件).....(東京都収用委員会)...

告示

●東京都告示第千三百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二・十四号瑞江公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 江戸川区西瑞江三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第六十八号鶴の木一丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 大田区鶴の木一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第五・四・四号洗足公園
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 大田区南千束二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十一号

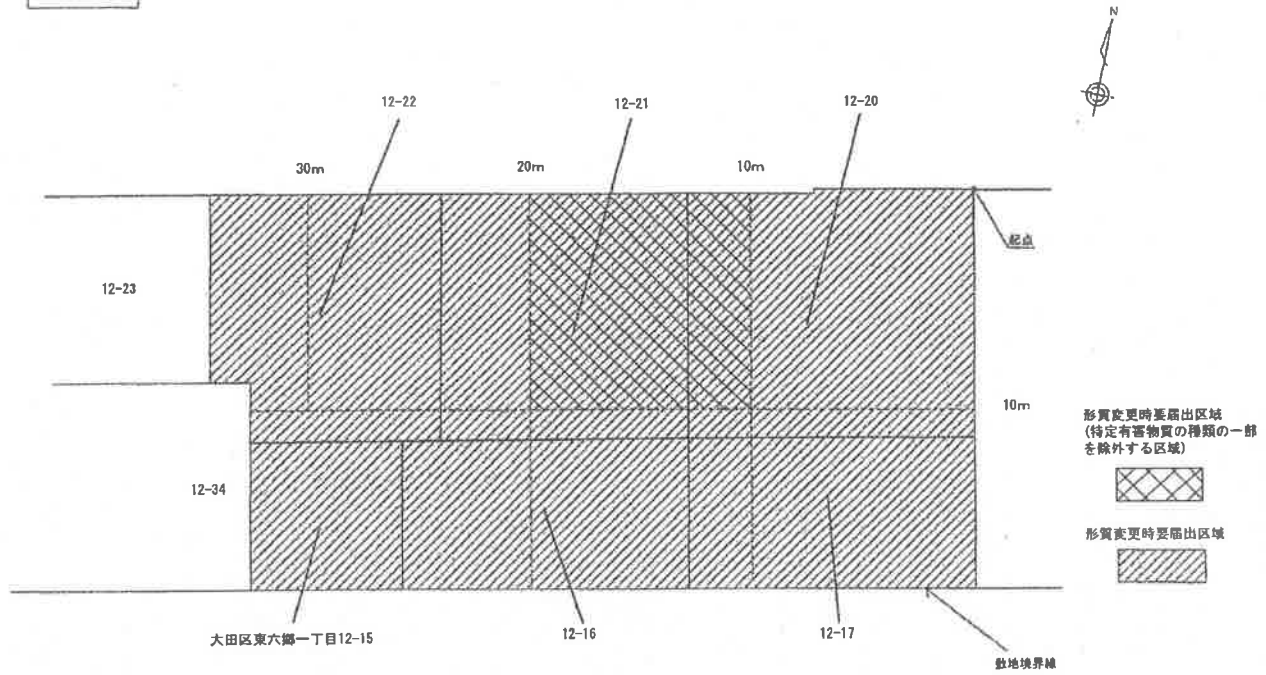
建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

平成二十六年十月七日 東京都知事 舛 添 要 一

別 図



敷地北端を起点とする。

(格子の回転角度 172°)
起点を通り、東西南及び南北方向に引いた軸並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百八十五号

平成二十四年東京都告示第百二十四号（土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定）により指定した区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第二十三号）の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類の一部を除外するので、次のとおり告示する。

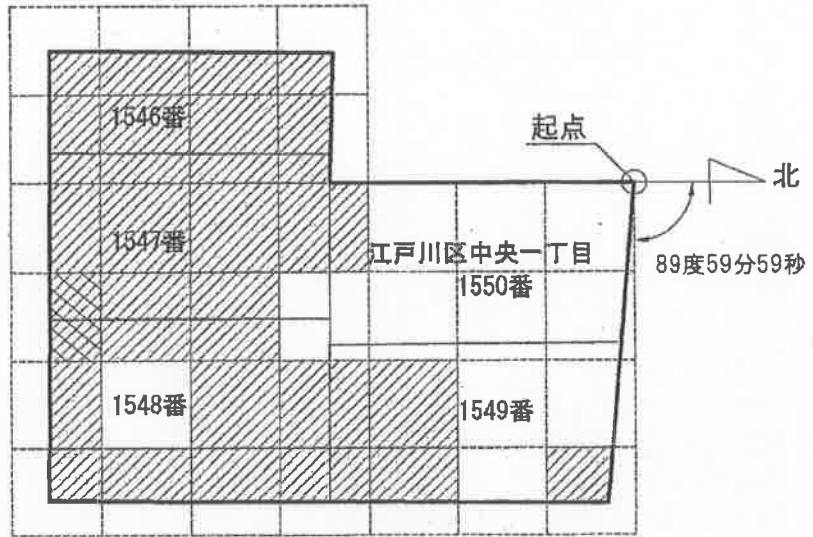
平成二十六年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 特定有害物質の種類の一部を除外する形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区中央二丁目地内）
- 二 除外する特定有害物質の種類 一・一 ジクロロエチレン

<別図>

- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域
(特定有害物質の種類の一部を除外する区域)
 - ▧ 形質変更時要届出区域



起点

起点は、江戸川区中央一丁目1550番の最北端とする。

格子の回転角度(89度59分59秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転した角度を示す。

●東京都告示第千三百八十六号

平成二十五年東京都告示第八百九十八号(土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定)により指定した区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年環境省令第二十三号)の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類の一部を除外するので、次のとおり告示する。

平成二十六年十月七日

東京都知事 舩添 要一

- 一 特定有害物質の種類の一部を除外する形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東品川四丁目地内)
- 二 除外する特定有害物質の種類 一・一―ジクロロエチレン